

改正後	現行
<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p><u>26</u> II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p><u>26</u> II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。</p>
<p>【判断基準】</p> <p>a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。</p> <p>b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。</p>	<p>【判断基準】</p> <p>a) 福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。</p> <p>b) 福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。</p>

改正後	現行
<p>□福祉施設・事業所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。</p>	<p>（新設）</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>（1）目的</p> <p>○本評価基準では、福祉施設・事業所（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。</p> <p>（2）趣旨・解説</p> <p>○地域との関わりを深める方法として、福祉施設・事業所の専門的な知識・技術や情報を地域に提供することが挙げられます。このような取組を積極的に行うことは、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにつながっています。</p> <p>○具体的には、介護、保育、障害者（児）、生活困窮者等の理解を深めるための講習会・研修会・講演会等の開催、福祉に関する相談窓口の設置等が挙げられます。</p> <p>○また、福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されといふ場合や避難所となる場合も想定されたため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことが求められます。</p>

	改正後	現行
(削除)		
	<p>○福祉施設・事業所がその機能を活かし、災害時にどのような役割を果たすかについて、自治体や地域住民とあらかじめ定めておくことも重要な取組といえます。</p> <p>○事業所のこのような活動を地域へ知らせるための取組も必要です。</p> <p>○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模市街地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。</p> <p>○福祉施設・事業所（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するためには、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。</p> <p>○こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施するなど主体的に動くことが重要です。</p> <p>○また、福祉施設・事業所（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズ等を把握する取組にもつながります。</p>	<p>○福祉施設・事業所がその機能を活かし、災害時にどのような役割を果たすかについて、自治体や地域住民とあらかじめ定めておくことも重要な取組といえます。</p> <p>○事業所のこのような活動を地域へ知らせるための取組も必要です。</p> <p>○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模市街地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。</p> <p>○福祉施設・事業所（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するためには、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。</p> <p>○こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施するなど主体的に動くことが重要です。</p> <p>○また、福祉施設・事業所（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズ等を把握する取組にもつながります。</p>

	改正後	現行
○さらに、日常的な福祉サービスの実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない利用者等のニーズを把握することも必要です。	<u>(新設)</u>	
○このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。	<u>(新設)</u>	
(3) 評価の留意点 <u>(削除)</u>	(3) 評価の留意点 <u>(新設)</u>	<p>○事業所の種別や規模によって、具体的な取組は様々だと思われます が、本評価基準の趣旨にそって、個々の取組について評価を行います。</p> <p>○福祉施設・事業所ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。</p> <p>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。</p> <p>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>
		<p>【判断基準】</p> <p>a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。</p> <p>b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事</p>

改正後	現行
<p>業・活動が十分ではない。</p> <p>c) <u>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。</u></p> <p><u>評価の着眼点</u> (削除)</p> <p><u>評価の着眼点</u> (削除)</p>	<p>公益的な事業・活動が十分ではない。</p> <p>c) <u>地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。</u></p> <p><u>□福祉施設・事業所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</u></p> <p><u>□民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</u></p> <p><u>□地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</u></p> <p><u>□関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</u></p> <p><u>□把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</u></p> <p><u>□把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</u></p> <p><u>□多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。</u></p> <p><u>□福祉施設・事業所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウ（新設）</u></p> <p><u>□福祉施設・事業所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウ（新設）</u></p>

改正後	現行
<p>ハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。</p> <p>□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援をする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、福祉施設・事業所が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、<u>把握した地域の具体的な福祉ニーズ</u>とともに、地域の具体的な福祉ニーズをもとづく福祉施設・事業所独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○福祉施設・事業所は、社会福祉に関する知識と専門性とともに福祉サービスを実施するという公益性を有する組織として、地域社会における役割や機能を發揮するために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行うことが必要です。</p> <p>○地域住民から意見や要望を把握する場合は、たとえば、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域交流のイベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。</p> <p>○日常的な福祉サービスの実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない利用者等のニーズを把握することも必要です。</p> <p>○また、把握した福祉ニーズにもとづき、これらを解決・改善するための福祉施設・事業所の公益的な事業・活動を行うことも必要です。</p>
	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

改正後	現行
<p>特に、社会福祉法人については、既存制度では対応しきれない生活困窮問題等の支援など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。</p> <p>(削除)</p> <p>○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、单身高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、従来の社会福祉事業が対象とする範囲以外の生活課題・福祉課題等が顕著化しています。また、地域における生活課題・福祉課題の解決・緩和においては、福祉施設・事業所による専門的な地域への支援のみならず、地域住民の主体的な活動、協力の促進も重要です。</p> <p>○福祉施設・事業所においては、その有する機能をもつて地域の生活課題・福祉課題を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。</p> <p>○把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための 福祉施設・事業所（法人）による公益的な事業・活動を行うことも 必要です。</p> <p>(新設)</p> <p>○特に、社会福祉法人については、法人固有の使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めいくことが重要です。</p> <p>(新設)</p> <p>○また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民</p>	

改正後	現行
<p>民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。</p> <p>○こうした福祉施設・事業所の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。 (新設)</p> <p>○把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、福祉施設・事業所において地域の福祉ニーズ等や事業・活動の目的を共にし、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。 (新設)</p> <p>○また、災害時には、利用者の安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。 (新設)</p> <p>○災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。 (新設)</p> <p>○福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されたため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。</p>	

改正後	現行
<p>○また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点 <u>(削除)</u></p> <p>(3) 評価の留意点 <u>(新設)</u></p> <p>○施設・事業者が、法定の社会福祉事業及び自治体の補助事業以外に独自に行なう取組を評価します。行政からの依頼によりサービス・事業を新規受託することは、評価の対象としませんが、今まで地域の福祉ニーズにもとづいて先駆的に施設・事業者が独自に実施していった事業・活動を発展させ公的に位置づけ、行政側から委託を受けた場合には評価の対象となります。</p> <p>○社会福祉法人が運営する福祉施設・事業所においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。</p> <p>○福祉施設・事業所（法人）の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。</p> <p>○地域での公益的な事業・活動は、福祉施設・事業所が実施する地域の福祉ニーズ等に応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。</p> <p>○なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があつても、福祉施設・事業所の資産等を活用した追加のサービスが行われてい</p>	

改正後	現行
る場合には評価の対象とします。	〇評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。
〇評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等をも確認します。	〇評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。
〇福祉施設・事業所ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。	〇地域での公益的な事業・活動の情報発信については、II-3-(1)-①で評価します。
III 適切な福祉サービスの実施	III 適切な福祉サービスの実施
III-1 利用者本位の福祉サービス	III-1 利用者本位の福祉サービス
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。
28 III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。 (略)	28 III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。 (略)
29 III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	29 III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。
【判断基準】	
a) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービス提供が行われている。	

改正後	現行
<p>b) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供が十分ではない。</p> <p>c) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。</p>	<p>b) 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、利用者のプライバシーと権利擁護に配慮した福祉サービスの提供が十分ではない。</p> <p>c) 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。</p> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/>利用者のプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/>利用者の虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/>利用者のプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</p> <p>(削除)</p> <p><input type="checkbox"/>規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/>一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、利用者のプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/>利用者や家族にプライバシー保護に関する取組を周知している。</p>

	改正後	現行
(削除)		<p>□規程・マニュアル等にもとづいた福祉サービスが実施されている。</p> <p>□不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</p>
	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準は、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解を図るための取組とともに、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供が行われているか評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○利用者の日常生活におけるプライバシーの保護は、利用者を尊重した福祉サービスの提供における重要事項です。<u>また、プライバシーの保護のみならず、虐待防止といった利用者の権利擁護に関わる取組も同様です。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準は、利用者のプライバシー保護をはじめ、虐待防止といった利用者の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行うとともに、利用者のプライバシーと権利擁護に配慮した福祉サービスの提供が行われているか評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○利用者の日常生活におけるプライバシーの保護は、利用者を尊重した福祉サービスの提供における重要事項です。<u>また、プライバシーの保護のみならず、虐待防止といった利用者の権利擁護に関わる取組も同様です。</u></p> <p>(略)</p> <p>○プライバシー保護と権利擁護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を利用者や家族に周知することも求められます。<u>また、福祉施設・事業所において、プライバシー保護や権利擁護に関わる不適切な事案が生じた場合を想定し、対応方法等を明確にしておくことも必要です。</u></p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点</p> <p>○利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、福祉施設・事業所の特性に応じた留意点等に留意する規程・マニュアル等を作成して周知徹底することが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分であり、「b」評価となります。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 評価の留意点</p> <p>○利用者のプライバシーと権利擁護に配慮した福祉サービスの提供の前提として、職員が、プライバシー保護や権利擁護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、福祉施設・事業所の特性に応じた留意点等に留意する規程・マニュアル等を作成して周知徹底することが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分であり、「b」評価となります。</p> <p>III-1-(2)・III-1-(3) (略)</p> <p>III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>[34] III-1-(4)-①・[35] III-1-(4)-② (略)</p> <p>[36] III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 利用者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>b) 利用者からの<u>意見</u>や<u>意見</u>を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。</p> <p>c) 利用者からの相談や意見の把握をしていない。</p>

改正後	現行
<p><u>評価の着眼点</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>評価の着眼点</u></p> <p><input type="checkbox"/>相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p><input type="checkbox"/>対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/>職員は、日々の福祉サービスの提供において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p><input type="checkbox"/>意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/>相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p><input type="checkbox"/>職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/>意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/>対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p>
<p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p>	<p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p>

	改正後	現行
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)	○対応マニュアル等においては、利用者の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への説明、 <u>公開</u> の方法等がその内容別に具体的に記載されている必要があります。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行なうことが必要となります。
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)	III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行なわれている。 III-2 福祉サービスの質の確保 III-2-(1)・III-2-(2) (略)
		III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行なわれている。 44 III-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行なわれ、職員間で共有化されている。 (略)

	改正後	現行
45 III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	45 III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	
<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>○個人情報保護については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」とともに、<u>福祉・介護分野における個人情報保護に関するガイドライン等</u>の理解と、取組が求められます。</p> <p>○厚生労働省は、「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン（平成16年11月30日通達）」、「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成25年3月29日通達）」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日通知、平成18年4月21日改正、平成22年9月17日改正）を示しています。</p>

改正後	現行
<p>○とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイドラインが公表されています。介護関係事業者は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「同 Q&A（事例集）」に即した適切な取組が必要です。また、ガイドランスの対象とならない福祉施設・事業所にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイドランスに準拠した取組を行うことで利用者等からの信頼を得ていくことが大切です。</p> <p>（略）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（3）評価の留意点</p> <p>（略）</p>	<p>（3）評価の留意点</p> <p>（略）</p>
<p>（別添5） 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン</p> <p>①～⑧ （略）</p> <p>（別紙） 第三者評価結果 （略）</p>	<p>（別添5） 福祉サービス第三評価結果の公表ガイドライン</p> <p>①～⑧ （略）</p> <p>（別紙） 第三評価結果 （略）</p>
<p>評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織 II-1～II-3 （略）</p>	<p>評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織 評価対象 II 組織の運営管理 II-1～II-3 （略）</p>

改正後		現行	
II - 4 地域との交流、地域貢献		II - 4 地域との交流、地域貢献	
		第三者評価結果	第三者評価結果
II - 4 - (1) • II - 4 - (2) (略)		II - 4 - (1) • II - 4 - (2) (略)	II - 4 - (1) • II - 4 - (2) (略)
II - 4 - (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		II - 4 - (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	II - 4 - (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。
[26] II - 4 - (3) -① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a • b • c	[26] II - 4 - (3) -① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a • b • c
<コメント>		<コメント>	<コメント>
[27] II - 4 - (3) -② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a • b • c	[27] II - 4 - (3) -② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a • b • c
<コメント>		<コメント>	<コメント>
評価対象III 適切な福祉サービスの実施			
III - 1 利用者本位の福祉サービス			
		第三者評価結果	第三者評価結果
III - 1 - (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		III - 1 - (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	III - 1 - (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。
[28] III - 1 - (1) -① (略)	(略)	[28] III - 1 - (1) -① (略)	(略)
[29] III - 1 - (1) -② 利用者のプライバシー保護等に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a • b • c	[29] III - 1 - (1) -② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a • b • c
<コメント>		<コメント>	<コメント>
III - 1 - (2) ~III - 1 - (5) (略)		III - 2 福祉サービスの質の確保 (略)	III - 2 福祉サービスの質の確保 (略)

改正後	現行
(別添6) 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム (略)	(別添6) 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム (略)

改正後		現行
(別紙) 福祉サービス第三者評価事業に関する指針 (略)		(別紙) 福祉サービス第三者評価事業に関する指針 (略)
(別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン		(別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン
1 (略)	1 (略)	1 (略)
2 業務	2 業務	都道府県推進組織は、以下の業務を行うものとする。 ①～③ (略) ④ 評価調査者養成研修_評価調査者継続研修及び更新時研修に關すること ⑤～⑦ (略)
3 組織	3 組織	都道府県推進組織には、2の業務を実施するに当たり、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、各々次の業務に関し次に掲げる委員会を設置するものとする。 なお、都道府県推進組織の判断の下、次に掲げる委員会のほか、必要な委員会を設置することは差し支えないものとする。 (1) (略) (2) 第三者評価基準等委員会 ①・② (略) ③ 評価調査者養成研修_評価調査者継続研修及び更新時研修に關すること ④ (略)

	改正後	現行
4～6 (略)	4～6 (略)	<p>7 評価調査者養成研修_評価調査者継続研修及び更新時研修</p> <p>都道府県推進組織は、第三者評価機関の評価調査者（評価調査者の候補を含む。）に対して、評価調査者養成研修_評価調査者継続研修及び更新時研修を行うものとする。</p> <p>なお、カリキュラムについては別添6「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にするものとし、その講師は原則として全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。</p> <p>(別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン</p> <p>1 (略)</p> <p>2 その他 (1) (略)</p> <p>(2) 第三者評価機関認証の更新</p> <p>第三者評価機関の認証は更新することができる。 この際、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度から直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあつては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織又は都道府県推進組織が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10</p> <p>(別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン</p> <p>1 (略)</p> <p>2 その他 (1) (略)</p> <p>(2) 第三者評価機関認証の取消し</p> <p>以下のいずれかに該当した場合、第三者評価機関認証を取り消すことができる。</p>

改正後	現行
<p>件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。 <u>また、以下のいづれかに該当する場合には、更新は行わないものとする。</u></p> <p>ア・イ (略) ウ (5)に定期的な事業報告又は都道府県推進組織への協力を行わない場合 エ (略)</p> <p>(3) 第三者評価機関認証の取消し 第三者評価機関認証は、(2)において更新時研修を受講していない場合には、都道府県推進組織が当該都道府県における当該認証の状況その他の事情を斟酌した上で、当該認証の継続が必要と認める場合を除き、原則として取り消すものとし、同項に掲げる各号のいずれかに該当した場合には、その有効期間にかかるわらず、取り消すものとする。</p> <p>(4) 第三者評価機関からの認証辞退の取扱い (略)</p> <p>(5) 都道府県推進組織との関係 (略)</p> <p>(6) 他都道府県の第三者評価機関の認証 (略)</p> <p>(3) 第三者評価機関からの認証辞退の取扱い (略)</p> <p>(4) 都道府県推進組織との関係 (略)</p> <p>(5) 他都道府県の第三者評価機関の認証 (略)</p>	

	改正後	現行
(別添3) 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン (略)	(別添3) 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン (略)	
(別添4) 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン (略)	(別添4) 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン (略)	
(別添5) 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン (略)	(別添5) 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン (略)	
(別添6) 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム	(別添6) 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム	
評価調査者養成研修 (略)	評価調査者養成研修 (略)	
評価調査者継続研修 (略)	評価調査者継続研修 (略)	
更新時研修	(新設)	

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
1. 社会福祉制度の動向	講義・ 1時間 30分	社会福祉制度の直近 の制度改正の内容に ついて理解する。	社会福祉制度の直近 の制度改正の理念、 内容等について講義 を行う。	

		改正後	現行
2. 分野ごとの第三者評価の実施に当たって、留意すべきポイントについて理解する。	講義・ 2時間	分野ごとの第三者評価の実施に当たって、積極的に評価すべき取組や留意すべきポイントについて講義を行う。	分野ごとの第三者評価の実施に当たって、積極的に評価すべき取組や留意すべきポイントについて講義を行う。
3. 演習	演習・ 2時間	分野ごとの特徴を踏まえた第三者評価が適切に行えるよう、評価の技術や、視点を得る。	分野ごとの第三者評価事例や、事業所における先進的な取組についてグループワークを行う。
4. 講評・まとめ	全体会・1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。

社援発 0315 第 42 号
老発 0315 第 10 号
令和 6 年 3 月 15 日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公印省略)

「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」
の一部改正について

標記については、平成 29 年 9 月 29 日付社援発 0929 第 4 号・老発 0929 第 2 号「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」により通知したところであるが、社会保障審議会介護給付費分科会での議論等を踏まえ、今般、別紙のとおり改正することとしたので通知する。

なお、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

別紙 「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について（平成 29 年 9 月 29 日社援発 0929 第 4 号、老発 0929 第 2 号厚生社会・援護局長、老健局長連名通知）（抄）新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第三 技能実習生の配置基準上の取扱いについて</p> <p>1 介護施設等における報酬上の配置基準の取扱いについて</p> <p>次のいずれかに該当する介護職種の技能実習生については、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとすること。</p> <p>① 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から 6 月を経過した者</p> <p>② 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から 6 月を経過していない者であつて、事業者が、当該者の日本語の能力及び指導の実施状況並びに事業所の管理者、実習責任者等の意見等を勘案し、配置基準において職員等とみなすこととした者</p> <p>③ 日本語能力試験の N 2 又は N 1（平成 22 年 3 月 31 日までに実施された審査にあつては、2 級又は 1 級）に合格している者ただし、②に該当する者を配置基準において職員等とみなす場合は、次のア及びイを満たすこと。</p> <p>ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること</p> <p>イ 安全対策担当者の配置、安全対策に関する指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること</p>	<p>第三 技能実習生の配置基準上の取扱いについて</p> <p>1 介護施設等における報酬上の配置基準の取扱いについて</p> <p>次の①又は②に該当する介護職種の技能実習生については、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとすること。</p> <p>① 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から 6 月を経過した者（新設）</p> <p>② 日本語能力試験の N 2 又は N 1（平成 22 年 3 月 31 日までに実施された審査にあつては、2 級又は 1 級）に合格している者</p>

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生(支)局長

} 殿

社援発 0929 第 4 号
老発 0929 第 2 号
平成 29 年 9 月 29 日

[一部改正]

平成 31 年 3 月 29 日
社援発 0329 第 28 号
老発 0329 第 4 号

[一部改正]

令和 2 年 12 月 18 日
社援発 1218 第 3 号
老発 1218 第 1 号

[一部改正]

令和 3 年 6 月 30 日
社援発 0630 第 3 号
老発 0630 第 2 号

[一部改正]

令和 5 年 4 月 1 日
社援発 0401 第 1 号
老発 0401 第 2 号

[一部改正]

令和 6 年 3 月 15 日
社援発 0315 第 42 号
老発 0315 第 10 号

厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公印省略)

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について

本日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(平成 29 年法務省・厚生労働省令第 5 号)が公布され、本年 11 月 1 日から、技能実習制度の対象職種に介護職種が追加される。

また、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成 29 年法務省・厚生労働省令第 1 号)による改正後の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」(平成 28 年法

務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。)においては、法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業にあっては、事業所管大臣が、技能実習計画の認定基準等について、告示でその職種及び作業に固有の要件を定めることができる制度となっていところ、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」(平成29年厚生労働省告示第320号。以下「告示」という。)が別添のとおり本日付けで告示され、本年11月1日から適用することとされている。

については、介護職種における規則・告示の解釈、適用等については下記のとおりであるので、ご了知願いたい。また、各自治体におかれでは、貴管下市町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方をお願いする。

記

第一 技能実習計画の認定の基準

一 技能実習の内容の基準

1 技能実習生について

(1) 同等業務従事経験等(規則第10条第2項第3号ホ)

規則第10条第2項第3号ホに規定する「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」については、技能実習制度本体の運用によるが、例えば、次に掲げる者が該当すること。

- ・ 外国における高齢者又は障害者の介護施設又は居宅等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 外国の政府による介護士認定等を受けた者

(2) 日本語能力要件(告示第1条第1号)

① 告示第1条第1号イに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験をいう。以下同じ。)のN3、N2又はN1に合格している者
- ・ 平成22年3月31日までに実施された日本語能力試験において、3級、2級又は1級に合格している者
- ・ J.TEST実用日本語検定(株式会社語文研究社が実施するJ.TEST実用日本語検定をいう。以下同じ。)のD-Eレベル試験において350点以上取得している者又はA-Cレベル試験において600点以上取得している者
- ・ 平成31年3月31日までに実施されたJ.TEST実用日本語検定のE-Fレベル試験において350点以上取得している者又はA-Dレベル試験において400点以上取得している者

- ・ 日本語NAT-TEST（株式会社専門教育出版が実施する日本語NAT-TESTをいう。以下同じ。）の4級、3級、2級又は1級に合格している者
- ・ 介護のための日本語テスト（内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。②において同じ。）に合格している者
- ・ 國際交流基金日本語基礎テスト（独立行政法人国際交流基金が実施する、國際交流基金日本語基礎テストをいう。）に合格している者
なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。
- ② 告示第1条第1号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。
 - ・ 日本語能力試験のN2又はN1に合格している者
 - ・ 平成22年3月31日までに実施された日本語能力試験において、2級又は1級に合格している者
 - ・ J.TEST実用日本語検定のD-Eレベル試験において500点以上取得している者又はA-Cレベル試験において600点以上取得している者
 - ・ 平成31年3月31日までに実施されたJ.TEST実用日本語検定のA-Dレベル試験において400点以上取得している者
 - ・ 日本語NAT-TESTの3級、2級又は1級に合格している者
 - ・ 介護のための日本語テストに合格している者
なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。

2 入国後講習について（告示第1条第2号）

（1）日本語科目（告示第1条第2号イからハまで）

- ① 告示別表第一及び別表第二の中欄に掲げる教育内容に含まれる事項は次のとおりであること。
 - ・ 総合日本語：①文法（文の文法、文章の文法）、②語彙（文脈規定、言い換え類義、用法）、③待遇表現、④発音、⑤正確な聞き取り、⑥話題に即した文作成
 - ・ 聴解：①発話表現、②即時応答、③課題理解、④ポイント理解、⑤概要理解
 - ・ 読解：①内容理解、②情報検索
 - ・ 文字：①漢字読み、②表記
 - ・ 発音：①拍、②アクセント、③イントネーション
 - ・ 会話：①場面に対応した表現、②文末表現
 - ・ 作文：①文章構成、②表現方法
 - ・ 介護の日本語：①からだの部位等の語彙、②介護の場面に応じた語彙・声か

け

- ② 告示第1条第2号ハに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。
- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において日本語教育に関する科目的単位を26単位以上修得して当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
 - ・ 公益財団法人日本国際教育支援協会（昭和32年3月1日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
 - ・ 学士の学位を有する者であって、日本語教育に関する研修で適當と認められるもの（420単位時間（1単位時間は45分以上とする。）以上の課程を有するものに限る。）を修了したもの
 - ・ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院に相当する海外の大学又は大学院において日本語教育に関する課程を修めて当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
 - ・ 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に当該日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの
 - ・ 学士、修士又は博士の学位を有する者であって、大学（短期大学を含む。）又は大学院において、26単位以上の授業科目による日本語教員養成課程等を履修し、当該課程等の単位を教育実習1単位以上含む26単位以上修得（通信による教育の場合には、26単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等により修得）しているもの

（2）技能等の修得等に資する知識の科目（告示第1条第2号ニ、ホ）

- ① 告示別表第3の中欄に掲げる教育内容に含まれるべき事項は次のとおりであること。
- ・介護の基本Ⅰ・Ⅱ：①介護の基本Ⅰ（介護職の役割、介護職の職業倫理、介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護職の安全、介護過程、介護における尊厳の保持・自立支援）、②介護の基本Ⅱ（からだのしくみの理解、介護を必要とする人の理解（老化の理解、認知症の理解、障害の理解））
 - ・コミュニケーション技術：①コミュニケーションの意義と目的、②コミュニケーションの基本的技法、③形態別コミュニケーション
 - ・移動の介護：①移動の意義と目的、②基本的な移動の介護（体位変換、移動（歩行、車いす移動等））、③移動介助の留意点と事故予防
 - ・食事の介護：①食事の意義と目的、②基本的な食事の介護、③食事介助の留意点と事故予防

- ・排泄の介護：①排泄の意義と目的、②基本的な排泄の介護（ポータブルトイレ、便器・尿器、おむつ等）、③排泄介助の留意点と事故予防
 - ・衣服の着脱の介護：①身じたくの意義と目的、②基本的な着脱の介護、③着脱介助の留意点と事故予防
 - ・入浴・身体の清潔の介護：①入浴・身体の清潔の意義と目的、②基本的な入浴の介護（特殊浴槽、チェア一浴、一般浴槽等）、③入浴以外の身体清潔の方法（足浴・手浴、身体清拭）、④褥瘡の予防、⑤入浴・身体清潔の介助の留意点と事故予防
- ② 技能等の修得等に資する知識の科目の講義の講師について、告示第1条第2号ホに規定する「その他これと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第4号に規定する高等学校又は中等教育学校の教員として、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第5に定める介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程又は介護総合演習に関し教授した経験を有する者
 - ・社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する学校又は養成施設の教員として、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第5に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目を教授した経験を有する者
 - ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程における介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第71号）別表に定める介護の基本、介護におけるコミュニケーション技術又はこころとからだのしくみと生活支援技術のいずれかの科目を教授した経験を有する者
 - ・社会福祉士及び介護福祉士法附則第2条第1項各号に規定する高等学校又は中等教育学校の教員として、社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第2条第2号の表に定める介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程又は介護総合演習のいずれかの科目を教授した経験を有する者

（3）時間数の免除

- ① 告示第1条第2号イ、ロ及びニに規定する「時間数の一部を免除することができる」とは、技能実習制度本体の取扱と同様、入国前講習（規則第10条第2項第7号ハに規定する入国前講習をいう。以下同じ。）において、入国後講習で行うこととされている日本語科目又は技能等の修得等に資する知識の科目の講義に相当するものが行われ、その時間数がそれぞれの科目について告示で定められた合計時間数の2分の1以上である場合には、入国後講習において、その科目の総時間数を告示で定められた合計時間数の2分の1を上限として免除することができるものであること。

教育内容ごとの時間数についても、入国前講習において行ったそれぞれの科目の講義における教育内容ごとの時間数を上限として、入国後講習において、告示で定める時間数の全部又は一部を免除することができるものであること。

② 入国前講習において行われた日本語科目の講義が、入国後講習で行うこととされている当該科目の講義に相当するものと認められるためには、告示で定める教育内容について、次のア又はイに掲げる者が講義を行うことが必要であること。

ア 告示第1条第2号ハに掲げる者

イ 海外の大学を卒業又は海外の大学院の課程を修了した者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において外国における日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に日本語教員の職を離れていないもの

③ 入国前講習において行われた技能等の修得等に資する知識の科目の講義が、入国後講習で行うこととされている当該科目の講義に相当するものと認められるためには、告示で定める教育内容について、告示第1条第2号ホに掲げる者が講義を行うことが必要であること。

二 技能実習を行わせる体制について（告示第2条）

1 技能実習指導員について（告示第2条第1号）

告示第2条第1号に規定する「その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- 修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有することに加え、3年以上介護等の業務に従事し、実務者研修を修了した者であって、申請者が技能実習指導員としての適格性を認めたもの
- 看護師、准看護師の資格を有する者

2 技能実習を行わせる事業所について（告示第2条第3号イ）

告示第2条第3号イ及び第5条第1号イに規定する「介護等の業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する「介護等の業務」であって、介護福祉士試験の受験資格の認定において「介護等の業務」に従事したと認められるものであること。具体的には（別紙1）のとおりであること。

3 夜勤業務等について（告示第2条第5号）

夜勤は、昼間と異なり少人数での勤務となるため利用者の安全性に対する配慮が必要となるとともに、技能実習生の心身両面への負担が大きいことから、技能実習生を夜勤業務等に配置する際には、利用者の安全を確保し、技能実習生を保護するための措置を講ずることが必要であること。

第二 監理団体の業務の実施に関する基準（告示第5条）

告示第5条第1号ロに規定する「イに掲げる者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- 看護師、准看護師の資格を有する者であって、5年以上の実務経験を有するもの
- 介護等の業務を行う施設又は事業所の施設長又は管理者として3年以上勤務した経

験を有する者

- ・ 介護支援専門員であって、5年以上介護等の業務に従事した経験を有する者
告示第5条第1号に定める要件を満たす技能実習計画作成指導者については、常勤・非常勤であるかは問わないものであること。

第三 技能実習生の配置基準上の取扱いについて

1 介護施設等における報酬上の配置基準の取扱いについて

次のいずれかに該当する介護職種の技能実習生については、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとすること。

- ① 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から6月を経過した者
 - ② 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から6月を経過していない者であって、事業者が、当該者の日本語の能力及び指導の実施状況並びに事業所の管理者、実習責任者等の意見等を勘案し、配置基準において職員等とみなすこととした者
 - ③ 日本語能力試験のN2又はN1（平成22年3月31日までに実施された審査にあっては、2級又は1級）に合格している者
- ただし、②に該当する者を配置基準において職員等とみなす場合は、次のア及びイを満たすこと。
- ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること
イ 安全対策担当者の配置、安全対策に関する指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること

2 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

介護職種の技能実習生が、看護補助者として病院又は診療所において看護師長及び看護職員の指導の下に療養生活上の世話等の業務を行う場合における看護補助者の配置基準においては、当該技能実習生を員数に含めて算定しても差し支えないものであること。

第四 その他

介護職種における技能実習生の受入れに当たっては、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）の施行後において同法第54条第1項に規定する事業協議会への移行が想定される「技能実習制度への介護職種の追加に向けた準備会」において、（別紙2）のとおり、「介護職種の技能実習生の受入れに関するガイドライン」が策定されているので、これを踏まえ、介護職種の技能実習を適正に実施するための取組みをさらに推進されたい。

老老発 0315 第 4 号
令和 6 年 3 月 15 日

各都道府県介護保険主管部（局）長宛

厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに 事務処理手順及び様式例の提示について

科学的介護情報システムに関する各加算の算定については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号。以下「訪問通所サービス通知」という。）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号、老振発第 0331005 号、老老発第 0331018 号）及び「特別診療費の算定に関する留意事項について」（平成 30 年 4 月 25 日老老発 0425 第 2 号）において示しているところであるが、今般、事務処理手順及び様式例を以下のとおりお示しする。

また、本課長通知の発出に伴い、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 3 年 3 月 16 日老老発 0316 第 4 号）を廃するので、御了知の上、各都道府県におかれでは、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

記

第 1 科学的介護情報システム（LIFE）について

令和 3 年度より、介護施設・事業所が、介護サービス利用者の状態や行っているケアの計画・内容等を提出し、入力内容が集計され、当該施設等にフィードバックされる仕組みとして「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）」（以下「LIFE」という。）の運用を開始した。令和 6 年度改定においては、これまでの取組の中で指摘されてきた入力負担等の課題に対応し、さらに科学的介護の取

組を推進する観点から入力項目の見直し等を行うこととした。

LIFE の利用申請手続等については、「令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた科学的介護情報システム（LIFE）の対応について（仮称）」（令和 6 年 3 月 15 日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）を、データ提出に当たって、各項目の評価方法等については、「ケアの質の向上に向けた LIFE 利活用の手引き 令和 6 年度改定版（仮称）」（令和 6 年 3 月中に公開予定。）を参照されたい。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html

第 2 LIFE への情報提出頻度及び提出情報について

LIFE へ提出された情報については、利用者又は入所者（以下、「利用者等」という。）単位若しくは事業所・施設単位で分析され、フィードバックされる。そのため、LIFE へのデータ提出が要件となっている加算において提出する情報は、フィードバックに活用する観点から、様式の各項目うち、記入者名や自由記載の箇所等については提出を求めないこととした。また、生年月日等の原則更新がない利用者の基本情報についても利用者情報登録の内容からデータ連携される。その他、各加算において提出する情報については、以下を参照されたい。

また、令和 6 年度改定においては、入力負担軽減や利便性向上の観点から、LIFE システムを更改し、令和 6 年 7 月末頃に新システムを運用開始する予定である。令和 6 年度改定に対応した介護記録ソフトを導入するために時間を要する等の事情のある場合は、以下の規定にかかわらず、令和 6 年 4 月～7 月サービス提供分の情報の提出については、令和 6 年 10 月 10 日までに提出することを可能とする。なお、やむを得ない事情がなく、提出すべき情報を令和 6 年 10 月 10 日までに提出していない場合、算定した当該加算については、遡り過誤請求を行うこと。

1 科学的介護推進体制加算

（1）LIFE への情報提出頻度について

利用者等ごとに、アからエまでに定める月の翌月 10 日までに提出すること。なお、情報を提出すべき月について情報の提出を行えない事実が生じた場合、直ちに訪問通所サービス通知第 1 の 5 の届出を提出しなければならず、事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間について、利用者等全員について本加算を算定できないこと（例えば、4 月の情報を 5 月 10 日までに提出を行えない場合は、直ちに届出の提出が必要であり、4 月サービス提供分から算定ができないこととなる。）。

- ア 本加算の算定を開始しようとする月においてサービスを利用している利用者等（以下「既利用者等」という。）については、当該算定を開始しようとする月
- イ 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を開始した利用者等（以下「新規利用者等」という。）については、当該サービスの利用を開始した日の属する月（以下、「利用開始月」という。）
- ウ ア又はイの月のほか、少なくとも 3 月ごと
- エ サービスの利用を終了する日の属する月

ただし、イの場合であって、月末よりサービスを利用開始した利用者等に係る情報を収集する時間が十分確保できない等のやむを得ない場合については、利用開始月の翌々月の 10 日までに提出することとしても差し支えない。その場合、当該利用者等に限り、利用開始月のサービス提供分は算定できない。

(2) LIFE への提出情報について

通所サービス、居住サービス及び多機能サービスにおいて科学的介護推進体制加算を算定する場合又は施設サービスにおいて科学的介護推進体制加算（I）を算定する場合は、事業所又は施設の全ての利用者等について、別紙様式1（科学的介護推進に関する評価（通所・居住サービス））又は別紙様式2（科学的介護推進に関する評価（施設サービス））にある「基本情報」、「総論」、「口腔・栄養」及び「認知症（別紙様式3も含む。）」の任意項目を除く情報を、やむを得ない場合を除き提出すること。

施設サービスにおいて科学的介護推進体制加算（II）を算定する場合は、上記に加えて「総論」の診断名・服薬情報についても提出すること。

上記以外の項目（「認知症」や「その他」の任意項目等）についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。

また、提出情報は、利用者ごとに、以下の時点における情報とすること。

- ・(1) アに係る提出情報は、当該算定開始時における情報
- ・(1) イに係る提出情報は、当該サービスの利用開始時における情報
- ・(1) ウに係る提出情報は、前回提出時以降の評価時点の情報
- ・(1) エに係る提出情報は、当該サービスの利用終了時における情報

2 ADL 維持等加算

(1) LIFE への情報提出頻度について

利用者等ごとに、評価対象利用開始月及び評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月の翌月 10 日までに提出すること。

なお、情報を提出すべき月においての情報の提出を行っていない事実が生じた場合は、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならないこと。

(2) LIFE への提出情報について

事業所又は施設における利用者等全員について、利用者等のADL値（厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第16号の2イ（2）のADL値をいう。）、別紙様式1（科学的介護推進に関する評価（通所・居住サービス））にある「基本情報」、及び「初月対象又は6月後対象の該当」を、やむを得ない場合を除き、提出すること。

ただし、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目にサービスの利用がない場合については、当該サービスの利用があった最終の月の情報を提出すること。

3 個別機能訓練加算（II）・（III）

(1) LIFE への情報提出頻度について

利用者等ごとに、アからウまでに定める月の翌月 10 日までに提出すること。

- ア 新規に個別機能訓練計画の作成を行った日の属する月
- イ 個別機能訓練計画の変更を行った日の属する月
- ウ ア又はイのほか、少なくとも 3 月に 1 回

(2) LIFE への提出情報について

- ア 個別機能訓練加算(II)においては、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式3—2（生活機能チェックシート）にある「評価日」、「要介護度」、「障害高齢者の日常生活自立度」、「認知症高齢者の日常生活自立度」、「職種」、「ADL」、「I ADL」及び「基本動作」、並びに別紙様式3—3（個別機能訓練計画書）にある「作成日」、「要介護度」、「障害高齢者の日常生活自立度」、「認知症高齢者の日常生活自立度」、「健康状態・経過（病名及び合併症に限る。）」、「個別機能訓練項目（プログラム内容、頻度及び時間に限る。）」の各項目に係る情報を提出すること。
- イ 個別機能訓練加算(III)については、栄養マネジメント強化加算及び口腔衛生管理加算(II)を算定していることが要件であるため、上記アに加え、8(2)及び10(2)に示す情報を提出していること。
- ウ 提出情報は、以下の時点における情報とすること。
 - ・(1) ア及びイに係る提出情報は、当該情報の作成又は変更時における情報
 - ・(1) ウに係る提出情報は、前回提出時以降の情報

4 リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)・(ハ)

(1) LIFE への情報提出頻度について

個別機能訓練加算(II)と同様であるため、3(1)を参照されたい。

(2) LIFE への提出情報について

- ア 通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションにおいてリハビリテーションマネジメント加算(ロ)を算定する場合については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式2—2—1及び2—2—2（リハビリテーション計画書）にある「評価日」、「介護度」、「担当職種」、「健康状態、経過（原因疾病及び発症日・受傷日、合併症に限る。）」、「障害高齢者の日常生活自立度」、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」、「心身機能・構造」、「活動（基本動作）」、「活動（ADL）」、「リハビリテーションの終了目安」、「活動（I ADL）」、「社会参加の状況」、及び「要因分析を踏まえた具体的なサービス内容（解決すべき課題、期間（月）、具体的支援内容、頻度及び時間に限る。）」の各項目に係る情報を提出すること。
- イ また、上記に加えて、訪問リハビリテーションにおいては、診療未実施減算の算定の有無と、情報提供を行った事業所外の医師の適切な研修の受講状況について情報を提出すること。
- ウ 通所リハビリテーションにおいてリハビリテーションマネジメント加算(ハ)を算定する場合は、口腔の健康状態の評価及び栄養アセスメントが必要になることから、上記アに加え、以下の情報を提出すること。また、当該加算の算定にかかるリハビリテーションのアセスメント、口腔の健康状態の評価及び栄養アセス

メント情報の提出においては、当該加算を算定している旨の情報も併せて提出すること。

- a 口腔に関しては、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式6-4「口腔の健康状態の評価・再評価（口腔に関する問題点等）」の項目。
- b 栄養に関しては、9(2)アに示す項目。
- エ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3(2)ウを参照されたい。

5 介護予防通所・訪問リハビリテーションの12月減算

(1) LIFEへの情報提出頻度について

個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3(1)を参照されたい。

(2) LIFEへの提出情報について

リハビリテーションマネジメント加算（ロ）と同様であるため、4(2)アを参照されたい。ただし、介護予防訪問リハビリテーションにおいては、上記に加えて、診療未実施減算の算定の有無と、情報提供を行った事業所外の医師の適切な研修の受講状況について情報を提出すること。

6 リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（I）・（II）、理学療法及び作業療法注6並びに言語聴覚療法注4に掲げる加算、理学療法及び作業療法注7並びに言語聴覚療法注5に掲げる加算

(1) LIFEへの情報提出頻度について

個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3(1)を参照されたい。

(2) LIFEへの提出情報について

ア リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（I）（II）、理学療法注6、作業療法注6及び言語聴覚療法注4においては、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式2-2-1及び2-2-2（リハビリテーション計画書）にある「評価日」、「介護度」、「担当職種」、「健康状態、経過（原因疾病及び発症日・受傷日、合併症に限る。）」、「日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」、「心身機能・構造」、「活動（基本動作）」、「活動（ADL）」、「リハビリテーションの終了目安」、「社会参加の状況」、及び「要因分析を踏まえた具体的なサービス内容（解決すべき課題、期間（月）、具体的支援内容、頻度及び時間に限る。）」の各項目に係る情報を提出すること。

イ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（I）、理学療法注7、作業療法注7及び言語聴覚療法注5においては、栄養マネジメント強化加算及び口腔衛生管理加算（II）を算定していることが要件であるため、上記アに加え、8(2)及び10(2)に示す情報を提出していること。

ウ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3(2)ウを参照されたい。

7 短期集中リハビリテーション実施加算（I）

（1）LIFEへの情報提出頻度について

入所者ごとに、ア及びイまでに定める月の翌月 10 日までに提出すること。

ア 施設に入所した日の属する月

イ アの月のほか、施設に入所した日の属する月から起算して 3 月目の月まで、少なくとも 1 月に 1 回

（2）LIFEへの提出情報について

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（II）と同様であるため、6

（2）アを参照されたい。

8 栄養マネジメント強化加算

（1）LIFEへの情報提出頻度について

個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（1）を参照されたい。

なお、情報を提出すべき月について情報の提出を行えない事実が生じた場合、直ちに訪問通所サービス通知第一の 5 の届出を提出しなければならず、事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間にについて、利用者全員について本加算を算定できないこと（例えば、4 月の情報を 5 月 10 日までに提出を行えない場合は、直ちに届出の提出が必要であり、4 月サービス提供分から算定ができないこととなる。）。

（2）LIFEへの提出情報について

ア 施設における入所者全員について、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式 4—1—1（栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング（施設）（様式例））にある「要介護度」、「実施日」、「低栄養状態のリスクレベル」、「低栄養状態のリスク（状況）」、「食生活状況等」、「多職種による栄養ケアの課題（低栄養関連問題）」、「総合評価」及び「計画変更」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、提出すること。

イ 経口維持加算（I）又は（II）を算定している入所者については、アの情報に加え、同様式にある「摂食・嚥下の課題」、「食事の観察」及び「多職種会議」の各項目に係る情報も提出すること。

ウ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（2）ウを参照されたい。

9 栄養アセスメント加算

（1）LIFEへの情報提出頻度について

利用者ごとに、ア及びイに定める月の翌月 10 日までに提出すること。

ア 栄養アセスメントを行った日の属する月

イ アの月のほか、少なくとも 3 月に 1 回

なお、情報を提出すべき月について情報の提出を行えない事実が生じた場合、直ちに訪問通所サービス通知第一の5の届出を提出しなければならず、事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間について、利用者全員について本加算を算定できること（例えば、4月の情報を5月10日までに提出を行えない場合は、直ちに届出の提出が必要であり、4月サービス提供分から算定ができないこととなる。）。

（2）LIFEへの提出情報について

- ア 利用者全員について、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式4-3-1（栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（通所・居宅）（様式例））にある「要介護度」、「実施日」「低栄養状態のリスクレベル」「低栄養状態のリスク（状況）」「食生活状況等」「多職種による栄養ケアの課題（低栄養関連問題）」及び「総合評価」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、提出すること。ただし、食事の提供を行っていない場合など、「食生活の状況等」及び「多職種による栄養ケアの課題（低栄養関連問題）」の各項目に係る情報のうち、事業所で把握できないものまで提出を求めるものではないこと。
- イ 提出情報は、利用者ごとに、以下の時点における情報とすること。
- ・（1）アに係る提出情報は、当該アセスメントの実施時点における情報
 - ・（1）イにおける提出情報は、前回提出時以降における情報

10 口腔衛生管理加算（II）

（1）LIFEへの情報提出頻度について

個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（1）を参照されたい。

（2）LIFEへの提出情報について

ア 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式3又は「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式1（口腔衛生管理加算 様式（実施計画））にある「要介護度」、「日常生活自立度」、「現在の歯科受診について」、「義歯の使用」、「栄養補給法」、「食事形態」、「誤嚥性肺炎の発症・既往」、「口腔の健康状態の評価・再評価（口腔に関する問題点等）」、「口腔衛生の管理内容（実施目標、実施内容及び実施頻度に限る。）」及び「歯科衛生士が実施した口腔衛生等の管理及び介護職員への技術的助言等の内容」の各項目に係る情報を提出すること。

イ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（2）ウを参照されたい。

11 口腔機能向上加算（II）及び（II）ロ

（1）LIFEへの情報提出頻度について

個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（1）を参照されたい。

（2）LIFEへの提出情報について

ア 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式6－4（口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例））にある「要介護度」、「日常生活自立度」、「現在の歯科受診について」、「義歯の使用」、「栄養補給法」、「食事形態」、「誤嚥性肺炎の発症・既往」、「口腔の健康状態の評価・再評価（口腔に関する問題点等）」、「口腔機能改善管理計画」及び「実施記録」の各項目に係る情報を提出すること。

イ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（2）ウを参照されたい。

12 口腔機能向上加算（II）イ

（1）LIFEへの情報提出頻度について

個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（1）を参照されたい。

（2）LIFEへの提出情報について

ア 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式6－4（口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例））にある「要介護度・病名等」、「日常生活自立度」、「現在の歯科受診について」、「義歯の使用」、「栄養補給法」、「食事形態」、「誤嚥性肺炎の発症・既往」、「口腔機能改善管理計画」及び「実施記録」の各項目に係る情報を提出すること。

イ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（2）ウを参照されたい。

13 褥瘡マネジメント加算

（1）LIFEへの情報提出頻度について

利用者等ごとに、アからウまでに定める月の翌月10日までに提出すること。なお、情報を提出すべき月について情報の提出を行えない事実が生じた場合、直ちに訪問通所サービス通知第一の5の届出を提出しなければならず、事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間について、利用者等全員について本加算を算定できること（例えば、4月の情報を5月10日までに提出を行えない場合は、直ちに届出の提出が必要であり、4月サービス提供分から算定ができないこととなる。）。

ア 既利用者等については、当該算定を開始しようとする月

イ 新規利用者等については、当該サービスの利用を開始した日の属する月

ウ 褥瘡の発生と関係のあるリスクに係る評価を行った日の属する月（評価は少なくとも3月に1回行うものとする。）

ただし、イの場合であって、月末よりサービスを利用開始した利用者等に係る情報を収集する時間が十分確保できない等のやむを得ない場合については、利用開始月の翌々月の10日までに提出することとしても差し支えない。その場合、当該利